



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 確定拠出年金 70歳未満まで加入延長へ

10月4日、企業年金、70歳まで加入、確定拠出年金、期間を延長、厚労省方針という報道がありました。少子高齢化が進み、社会保険料の増加や年金受給額の減少など、老後資金に直結する不安材料が押し寄せている昨今。長寿化で退職後の生活が長くなった分、必要な資金も増えていきます。長生きリスクを少しでも回避し、ゆとりある老後を迎えるために、現役世代はできるだけ早くから対策をとっていくことが求められます。

また最近の流れとして、厚労省のデータによると終身雇用制が崩壊し、転職によるキャリアアップが一般的になり、勤続年数が短縮しているため、退職金は年々減少しています。厚生年金の受給額にいたっては、ここ15年で毎月約3万円も減少しています。さらに、貯金に期待しても金利は0%で増えていません。

現役世代のうちに資産運用で資産を増やしていく手段がいくつかあります。

- ①定期預金
- ②貯蓄型保険
- ③NISA
- ④株式投資、FX
- ⑤不動産投資
- ⑥太陽光発電投資 etc

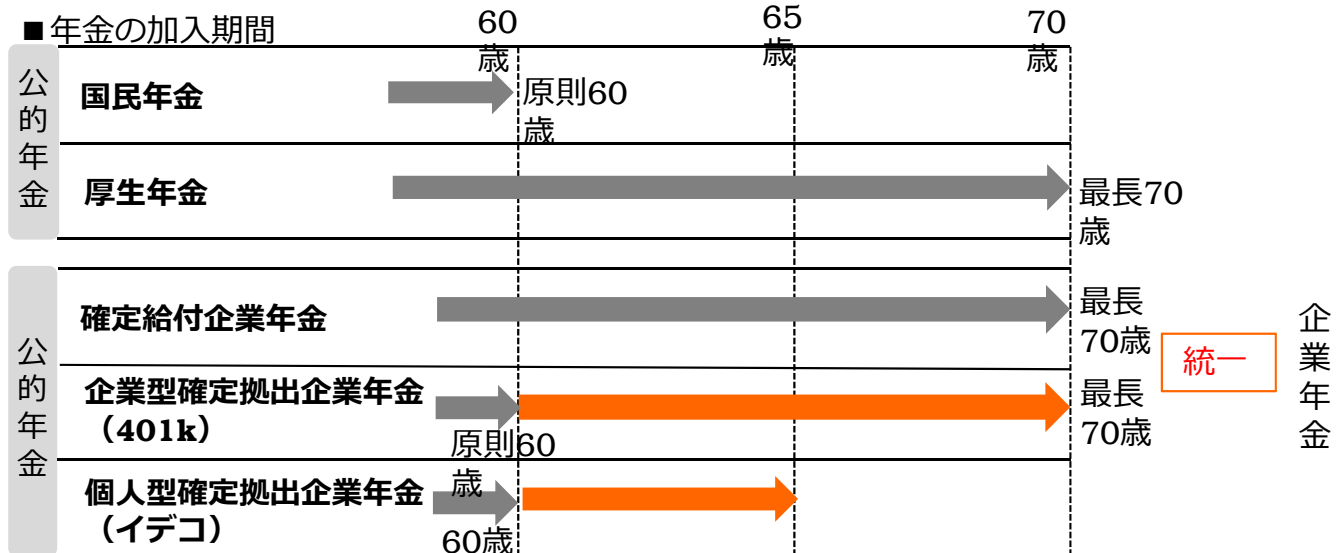
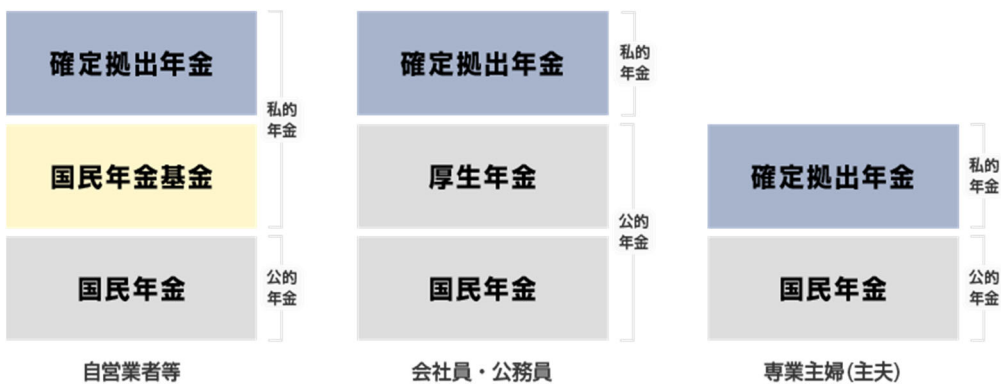
上記のとおり、いろいろありますが、もっとも活用すべきものは確定拠出年金（401k）です。確定拠出年金は現役世代のうちに取り組める最も有効な資産運用法のひとつです。

確定拠出年金のメリットとして、

- ①税金が安くなる⇒掛金は全額所得控除の対象となり、所得税や住民税が安くなる。掛金によっては社会保険料も安くなる。
- ②運用はプロが行い、運用益は非課税⇒運用管理機関を通じ、投資のプロが運用する金融商品を選択
- ③受取時も多くの場合、非課税などがあります。

現在、企業型は60歳未満（再雇用時は最長65歳未満）、個人型（イデコ）も60歳未満までしか加入できません。この上限を企業型は70歳未満、個人型は65歳未満まで引き上げる方向で法案を検討しています。確定拠出年金は税優遇が大きく、企業型の掛金は年間最大66万円。企業が拠出する掛金は全額損金算入となります。「確定拠出年金は未来の自分への仕送り」とよくたとえられます。今後は自助努力で老後資金を作ることがとても重要です。

■日本の年金制度





マンスリーピックアップ

働き方が変わる ～業務委託契約を進めるタニタ～



9月22日の日経新聞に、体脂肪計世界1位・タニタ食堂のタニタが社員との雇用契約を切り替え、業務委託で仕事を依頼する制度を導入し、現在社員の1割が個人事業主になっているとの報道がありました。

社員ではなく、業務委託契約に切り替えた場合、企業は業務ごとに適正な人材と契約するようになり、個人はフリーランスとして柔軟な働き方や仕事を掛け持つことも可能となります。

では、タニタの業務委託契約とはどういった内容なのでしょう。

2017年から希望者を対象に、社員を「個人事業主」として独立させ、仕事は業務委託にするシステムを採用しはじめました。同年に独立した元社員8人の平均年収は28.6%上がり、2019年7月現在、タニタと業務委託契約を結ぶ個人事業主は26人となっています。

終身雇用制が崩れ、転職が一般化しつつある中、「そんな時代に、会社が全社員に、終身雇用を前提とした研修をやり続けるのは意味がないし、コスト的にも耐えられないでしょう」と谷田社長。そして、時代に合わせて会社、社員ともにウィンウィンの関係になれると社長が考えたのが、社員の個人事業主化です。この制度の特徴とメリットをまとめてみました。

<業務委託契約の特徴・メリット>

- 2017年から希望者を対象にスタート
- 希望者と「業務内容や報酬を交渉して契約内容を決定」するため、働きすぎないように自分で調整できる
- いったんタニタに入社して仕事を覚えた後、雇用契約を解消し、新たに業務委託契約を結ぶ
- タニタ以外の仕事の受注は自由
- 就業時間の規制はない
- 出退勤の時間を自由に決められる
- 2021年春の入社組は、全員が個人事業主になることを前提として採用する予定
- 「基本報酬」には、会社が負担していた社会保険料や通勤交通費、福利厚生も含まれる
- 契約期間は3年
- 基本業務に対する基本報酬（固定）と追加業務に対する成果報酬（変動）があり、基本報酬は、社員時代の

の給与・賞与がベースとなる

- 基本業務以外にも追加業務を受注することがあり、別途、成果報酬がでる
- 手取りが平均200万円アップの実績

<デメリット>

- 社会保険などの各種保険が利用できない
- 有給休暇がない
- 確定申告が必要になる
- 常に仕事があるという安心感がない
- 社会的信用性が低い



タニタ食堂の献立一例

■タニタの働き方比較

	正社員	個人事業主
契約打ち切り	なし	あり
給与	タニタのみ 定額	・ 社保料上乘せ ・ 他社からも受取可
タニタ以外の仕事	不可	可
追加業務	他部署から 発注あり	ある場合は報酬に 上乘せ
転勤・定年	あり	なし
業務内容	同じ	同じ

ところで、会社が個人事業者と請負契約を締結して事業展開を行うビジネスモデルは昔からあり、業務委託契約であるにもかかわらず働き方が労働者と変わらなければ、労基法違反に問われるという裁判例が多数あるのも事実です。労働者として扱われる判断基準は以下のとおりです。契約は慎重にお願いします。

- ① 業務の内容や遂行方法に関する指揮命令権が企業にある
- ② 業務の指示に対する諾否の自由がない
- ③ 報酬の労働対償性が認められる（報酬は時間給で算定されるなど）
- ④ 事業者性がない（会社負担の設備や機器を使用）
- ⑤ 勤務場所や時間についての自由がない
- ⑥ 専属性が高い（委託者発注の仕事しかない）



スポーツの秋。今秋も日本スポーツ界の嬉しい活躍が多くありましたね。まずは、バレーボール男子。ワールドカップ2019で、カナダに勝利し大会初の8勝、4位となりました。ラグビーでは、ホスト国開催となった第9回ワールドカップで、初の決勝トーナメント進出、ベスト8に。フィギュアスケートでは、ISUグランプリシリーズカナダ大会で、男子・羽生選手が1位、女子・紀平選手が2位と、ファイナル出場に向けて好発進となりました。そして、箱根駅伝予選会。東京国際大がトップで出場権を獲得し、筑波大が6位で26年ぶりの本戦出場となりました。33年連続出場中だった山梨学院大がまさかの予選落ちとなる波乱もありました。アスリート達の身体能力とその裏にある弛まぬ努力に、羨望と尊敬の念が堪えません！（折井）

